

## 新潟県地域職業能力開発促進協議会設置要綱

### 1 名称

協議会の名称は、「新潟県地域職業能力開発促進協議会」（以下「協議会」という。）とする。

### 2 目的

新潟労働局及び新潟県は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の規定に基づき、新潟県内において、地域の関係機関が参画し、同法第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設において実施する職業訓練（同法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練を含む。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練（両訓練を合わせて、以下「公的職業訓練」という。）を実施するに当たり、地域における人材ニーズを適切に反映した訓練コースの設定を促進するとともに、訓練効果の把握・検証を通じた訓練内容の改善等の協議を行う協議会を設置する。

### 3 構成員

協議会は、以下に掲げる者を構成員とする。

- ① 新潟労働局
- ② 新潟県
- ③ 職業訓練若しくは職業に関する教育訓練を実施する者又はその団体
- ④ 労働者団体
- ⑤ 事業主団体
- ⑥ 職業紹介事業者若しくは特定募集情報等提供事業者又はその団体
- ⑦ 学識経験者
- ⑧ その他関係機関が必要と認める者

### 4 ワーキンググループ

協議会は、協議事項の検討に必要なワーキンググループを設置することができる。

### 5 会長

- ① 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。
- ② 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

③ 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

6 協議会の開催

年2回以上の開催とする。

7 協議事項

次に掲げる事項について協議する。

① 公的職業訓練について、地域の人材ニーズ及び実施状況を踏まえた訓練コースの設定に関する事。

② 公的職業訓練について、訓練効果の把握・検証等に関する事。

③ キャリアコンサルティングの機会の確保その他の職業能力の開発及び向上の促進のための取組に関する事。

④ 公的職業訓練の実施にあたり年度計画の策定に関する事。

⑤ その他必要な事項に関する事。

8 事務局

事務局については、新潟労働局職業安定部訓練室に置く。

9 その他

① 協議会資料及び議事録等については、協議会において申し合わせた場合を除き、公開とする。

② 協議会の事務に従事する者又は従事した者は、職業能力開発促進法第15条第3項の規定により、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

③ この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は別に定める。

10 附則

この要綱は、令和4年10月31日から施行する。

# 新潟県地域職業能力開発促進協議会 構成委員名簿

(敬称略)

新潟労働局職業安定部

	所 属	役 職 名	氏 名
学識経験者	新潟大学経済科学部	准 教 授	根 岸 睦 人
職業訓練 ・ 教育訓練 実施機関	一般社団法人 新潟県専門学校協会	会 長	渡 辺 敏 彦
	一般社団法人全国産業人能力開発団体連合会 株式会社 ニチイ学館 ヘルスケア事業支店	支 店 長	青 柳 恵 子
	新潟県職業能力開発協会	専 務 理 事 兼事務局長	木 川 義 裕
	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 新潟支部	支 部 長	相 楽 智 輝
労働者団体	日本労働組合総連合会 新潟県連合会	事 務 局 長	小 林 俊 夫
事業主団体	一般社団法人 新潟県経営者協会	事 務 局 長	佐 藤 佐 智 夫
	新潟県中小企業団体中央会	専 務 理 事	八 木 威
	一般社団法人 新潟県商工会議所連合会	専 務 理 事	早 福 弘
	新潟県商工会連合会	専 務 理 事	近 田 孝 之
職業紹介 事業者	テンプスタッフフォーラム 株式会社	代表取締役 社 長	荻 部 雄 一
自治体	新潟県産業労働部 雇用能力開発課	課 長	信 田 直 樹
	新潟県教育委員会 高等学校教育課	課 長	市 野 正 廣
労働局	新潟労働局	労 働 局 長	吉 野 彰 一